

参 考 資 料

(社会保障・税一体改革について)

平成 23 年 12 月 7 日

財 務 省

目 次

【社会保障・税一体改革について】

- ・ 成案のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 社会保障改革の主な項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み・・・・・・・・・・・・ 6
- ・ 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成・・・・ 7
- ・ 税制全体の抜本改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・ 社会保障・税一体改革のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・ デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現・・・・・・ 10
- ・ （別紙）社会保障の安定財源確保の基本的枠組み・・・・・・・・ 11
- ・ （別紙）社会保障改革の安定財源の確保・・・・・・・・・・・・ 12
- ・ （別紙）社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成 13

【平成 23 年度税制改正等について】

（個人所得課税）

- ・ 扶養控除の見直しについて（平成 22 年度改正）・・・・・・・・ 16
- ・ 給与所得控除の見直し〔23 年度改正法案（衆議院財務金融委員会での修正前）に基づく措置〕 17
- ・ 成年扶養控除の見直し（23 年度税制改正法案：衆議院財務金融委員会での修正前） 18
- ・ 主な金融商品の税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ・ 上場株式等の譲渡益及び配当の課税について（平成 23 年度改正） 20
- ・ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる「日本版 I S A」） 21

（法人課税）

- ・ 法人税率の引下げ（平成 23 年度改正）・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ・ 法人税率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ・ 法人所得課税の実効税率の国際比較・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・ 減価償却資産の償却率の見直し（平成 23 年度改正）・・・・ 26
- ・ 欠損金の繰越控除制度の見直し（平成 23 年度改正）・・・・ 27
- ・ 貸倒引当金制度の見直し（平成 23 年度改正）・・・・・・・・・・ 28

（消費課税）

- ・ 「地球温暖化対策のための税」について（23 改正大綱）・・・・ 30
- ・ 「地球温暖化対策のための課税の特例」の C O 2 排出量 1 トン当たりの税率（23 改正大綱） 31
- ・ 地球温暖化対策のための税率の特例に係る免税・還付措置について（23 改正大綱） 32

(資産課税)

- ・ 地価公示価格指数の推移と相続税の改正…………… 34
- ・ 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し (23 改正大綱) …… 35
- ・ 贈与税の見直し (23 改正大綱) ① (暦年課税) …… 36
- ・ 贈与税の見直し (23 改正大綱) ② (相続時精算課税) …… 37
- ・ 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度…………… 38

(番号制度)

- ・ 番号制度導入に伴う税務分野における対応について…………… 40

社会保障・税一体改革について

社会保障・税一体改革の概要(成案のポイント①)

I 社会保障改革の全体像

社会経済諸情勢の変化

○現行の社会保障制度の基本的枠組みが作られた1960年代以降今日まで、①非正規雇用の増加等の雇用基盤の変化、②地域・家族のセーフティネット機能の減退、③人口、とりわけ現役世代の顕著な減少、④高齢化に伴う社会保障費用の急速な増大、⑤経済の低迷、デフレの長期化等厳しい経済・財政状況、⑥企業のセーフティネット機能の減退、といった社会経済諸情勢の変化が発生

・社会保障国民会議、安心社会実現会議以来の議論の積み重ねを尊重
・社会保障改革に関する有識者検討会報告(「3つの理念」、「5つの原則」)

改革の基本的考え方

- ・全世代を通じた安心の確保を図り、かつ、国民一人ひとりの安心感を高める
すべての人が社会保障の受益者であることを実感。生き方や働き方に中立的で選択できる社会、参加が保障される社会。
 - ・より公平・公正で自助・共助・公助のバランスにより支えられる社会保障制度に改革
サービスの不足、就職難、ワーキングプア、社会的疎外、虐待などの国民が直面する現実の課題への対応。包括的支援体制の構築。
 - ・給付と負担のバランスを前提として、それぞれOECD先進諸国の水準を踏まえた制度設計
- ⇒中規模・高機能な社会保障体制を目指す。

改革の優先順位と個別分野における具体的改革

- ①子ども・子育て支援、若者雇用対策、②医療・介護等のサービス改革、③年金改革、④「**「貧困・格差対策(重層的セーフティネット)」「低所得者対策」**についてまず優先的に取り組む。
- 個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目の内容を併せて提示

社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入

II 社会保障費用の推計

- I の社会保障改革に係る費用を推計
⇒追加所要額(公費)は、約2.7兆円程度(2015年度)

充実による額	3.8兆円
重点化・効率化による額	~▲1.2兆円
- 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計
⇒ 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理

社会保障・税一体改革の概要(成案のポイント②)

Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

- 社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税込(国・地方)を主要な財源として確保
- 消費税込(国分)は、現在高齢者三経費に充当。今後は、高齢者三経費を基本としつつ、社会保障四経費(年金、医療、介護、少子化)に充当する分野を拡充
- 消費税込(国・地方、現行分の地方消費税を除く)の用途の明確化(社会保障財源化)
- 引上げ分の消費税込(国・地方)については社会保障給付における国と地方の役割分担に応じ配分し、現行分の消費税込(国・地方)については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない
- 2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引上げ

2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

- 2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、同時達成への一里塚が築かれる。

Ⅳ 税制全体の抜本改革

- 個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税、地方税制等についての改革の考え方

Ⅴ 社会保障・税一体改革のスケジュール

- 改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議
- 社会保障改革は、工程表に従って実施
- 経済状況を好転させることを条件として税制抜本改革を実施するため、附則104条の道筋に従って23年度中に法制上の措置
 - ・経済状況の好転は、総合的に判断
 - ・予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組み
 - ・不断の行政改革及び徹底的な歳出の無駄の排除

Ⅵ デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現

- デフレからの脱却を実現するための政府・日銀における取組み
- 社会保障・税一体改革と経済成長との好循環

社会保障・税一体改革の概要(社会保障改革の主な項目)

I 子ども・子育て

- 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。
 - ・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実
 - ・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

所要額(公費)2015年

0.7兆円

※ 税制抜本改革以外の財源も含めて
1兆円超程度の措置を
今後検討

II 医療・介護等

- 地域の実情に応じたサービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。
 - ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化、在宅医療の充実等、地域包括ケアシステムの構築・ケアマネジメントの機能強化・居住系サービスの充実、施設のユニット化、重点化に伴うマンパワーの増強
 - ・ 平均在院日数の減少、外来受診の適正化、ICT活用による重複受診・重複検査・過剰薬剤投与等の削減、介護予防・重度化予防
- 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。
 - a) 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
 - ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化
 - b) 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化
 - ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化
 - ・ 介護納付金の総報酬割導入、重度化予防に効果のある給付への重点化
 - c) 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化
 - ・ 高額療養費の見直しによる負担軽減と、その規模に応じた受診時定額負担等の併せた検討(病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討)。ただし、受診時定額負担については低所得者に配慮。
 - d) その他
 - ・ 総合合算制度、低所得者対策・逆進性対策等の検討
 - ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し、国保組合の国庫補助の見直し
 - ・ 高齢者医療制度の見直し(高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど)

所要額(公費)2015年

~0.6兆円程度

所要額(公費)2015年

~1兆円弱程度

Ⅲ 年金^(注)

- 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。
 - ・ 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)
- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
 - ・ 最低保障機能の強化+高所得者の年金給付の見直し
 - ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
 - ・ マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討
- 業務運営の効率化を図る(業務運営及びシステムの改善)。

所要額(公費)2015年
~0.6兆円程度

(注)基礎年金国庫負担2分の1財源については、税制抜本改革により措置する。税制抜本改革実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる。

2015年度の上記の所要額(公費)合計 = 約2.7兆円程度

Ⅳ 就労促進

- 全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率のM字カーブの解消、年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり、障害者の雇用促進に取り組む。
- ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現を図る。
- 雇用保険・求職者支援制度の財源について、関係法の規定を踏まえ検討する。

Ⅴ I~IV以外の充実、重点化・効率化

- ・ サービス基盤の整備、医療イノベーションの推進、第2のセーフティネットの構築、生活保護の見直し(充実、重点化・効率化)、障害者施策の充実、難病対策の検討、震災復興における新たな安心地域モデルの提示
- ・ 社会保障制度改革と併せた教育環境整備や教育の質と機会均等を確保するための方策

Ⅵ 地方単独事業

- 地域の実情に応じた社会保障関係の地方単独事業の実施

※ 社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

社会保障・税一体改革の概要(社会保障の安定財源確保の基本的枠組み)

(1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

- 社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保
- 消費税収(国分)は、現在高齢者三経費に充当。今後は、高齢者三経費を基本としつつ、社会保障四経費(年金、医療、介護、少子化)に充当する分野を拡充
- 社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実を図る

(2) 消費税収の使途の明確化

- 消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化(消費税収の社会保障財源化)
- 将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収(国・地方)を主たる財源として安定財源を確保

(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

- 現行分の消費税収(国・地方)については、国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しない
- 引上げ分の消費税収(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分
- 今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、税制抜本改革において地方税制の改革などを実施

(4) 消費税率の段階的引上げ

- まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保

社会保障・税一体改革の概要(社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成)

- 今回の社会保障改革の目指すところは、「社会保障の機能強化」と「機能維持—制度の持続可能性の確保」であり、社会保障改革の財源確保と財政健全化を同時達成するしか、それぞれの目標を実現する道はない。
- このような考え方に立って、社会保障・税一体改革においては、社会保障給付にかかる安定財源を確保していくことを通じて、財政健全化を同時に実現する。
- 具体的には、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、国・地方合わせて、
- ・「機能強化」にかかる費用
 - ・高齢化の進行等により増大する費用
 - ・基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用
 - ・後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用
 - ・消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用
- を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る。
- これらの取り組みなどにより、2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。

社会保障・税一体改革の概要(税制全体の抜本改革)

(1) 個人所得課税

- 格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種控除の見直しや税率構造の改革を実施。
- 給付付き税額控除については、番号制度等を前提に、社会保障制度の見直しと併せて検討。
- 金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

(2) 法人課税

- 企業の国際競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げ(中小法人に対する軽減税率についても同様)。

(3) 消費課税

- 消費税(国・地方)については、本成案に則って所要の改正。いわゆる逆進性の問題については、消費税率(国・地方)が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再配分を見てもなお対策が必要な場合には、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討。
- 消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化のほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討。
- 地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源CO₂排出抑制等を図るための税を導入。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域で総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討。車体課税については、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で検討。

(4) 資産課税

- 資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しによる負担の適正化及び贈与税の軽減等。

(5) 地方税制

- 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。

(6) その他

- 社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備等。

なお、平成22年度・23年度改正においては、このような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革に取り組んできたところであり、現在、国会で審議されている平成23年度税制改正については、引き続き、その早期実現を目指す。

社会保障・税一体改革の概要(社会保障・税一体改革のスケジュール)

- 社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。
- 社会保障改革については、税制抜本改革の実施と併せ、工程表に従い、各分野において遅滞なく順次その実施を図る。
- 税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。
- 「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施にあたっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、上記の法制化の際に必要な措置を具体化する。
- 以上のスケジュールに基づき、国会議員定数の削減や、公務員人件費の削減、特別会計改革や公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組みを強めて、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。

社会保障・税一体改革の概要(デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現)

- デフレからの脱却を実現するため、政府として強力かつ総合的な政策努力を最大限行うとともに、日本銀行に対しては、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策運営により経済を下支えするよう期待する。これにより、我が国経済を本格的な成長軌道に乗せていく。
- 社会保障・税一体改革により、社会保障分野における潜在需要を顕在化し、安心できる社会保障制度を確立することが、雇用を生み、消費を拡大するという経済成長との好循環を通じて、成長と物価の安定的上昇に寄与する。
- 社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有しており、医療や介護分野での雇用創出や新たな民間サービス創出のための環境整備、ICTなどのテクノロジーを活用した社会保障費用の最適化、サービスの質の向上、医療イノベーション、ライフイノベーションの推進、ドラッグラグ・デバイスラグの早期解消、先進医療制度の運用改善、民間企業を含めた多様な事業主体の新規参入促進、「新しい公共」の創造など、利用者・国民の利便の向上と新たな産業分野育成の観点からの諸改革を進める。

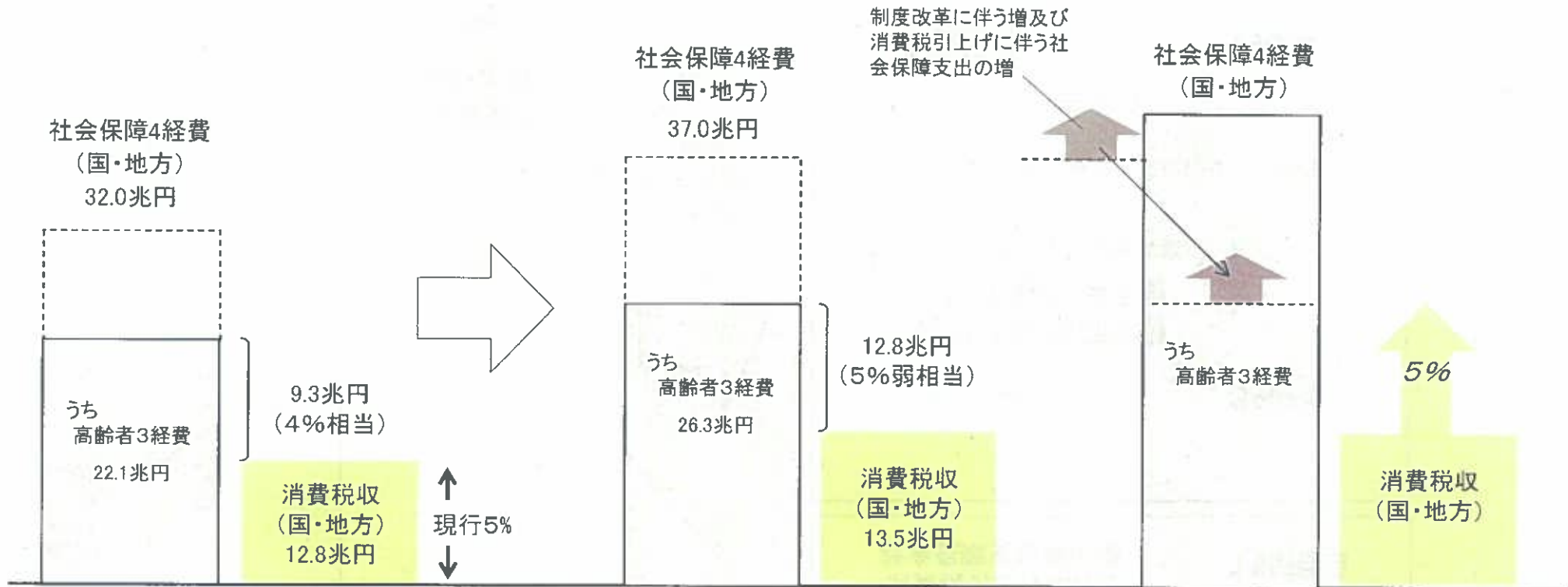
別紙(社会保障の安定財源確保の基本的枠組み)

(2011年度)

(2015年度)(※)

現状ベース

改革後ベース



制度改革に伴う増及び
消費税引上げに伴う社
会保障支出の増

社会保障4経費
(国・地方)

社会保障4経費
(国・地方)
32.0兆円

社会保障4経費
(国・地方)
37.0兆円

うち
高齢者3経費
22.1兆円

9.3兆円
(4%相当)
消費税込収
(国・地方)
12.8兆円

↑
現行5%
↓

うち
高齢者3経費
26.3兆円

12.8兆円
(5%弱相当)
消費税込収
(国・地方)
13.5兆円

うち
高齢者3経費

5%
消費税込収
(国・地方)

(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 消費税込収は、現在は、国分は予算総則により高齢者3経費に充てられ、地方分は一般財源である。

(注2) 消費税込収(国分)を充当する社会保障給付の具体的分野(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。

(注3) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

(注4) 2015年度の消費税込収は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づく推計(年央に改訂)。

別紙(社会保障改革の安定財源の確保)

(2015年度)(※)

改革後ベース

社会保障4経費
(国・地方)

制度改革に伴う
増及び消費税引
上げに伴う社会
保障支出の増



5%相当の
安定財源の
確保

(国・地方)

消費税引上げに伴う 社会保障支出等の増	1%相当
機能強化 〔 ・制度改革に伴う増 ・高齢化等に伴う増 ・年金2分の1(安定財源) 〕	3%相当
※ 税制抜本改革実施までの2分の1財源	
機能維持	1%相当

(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

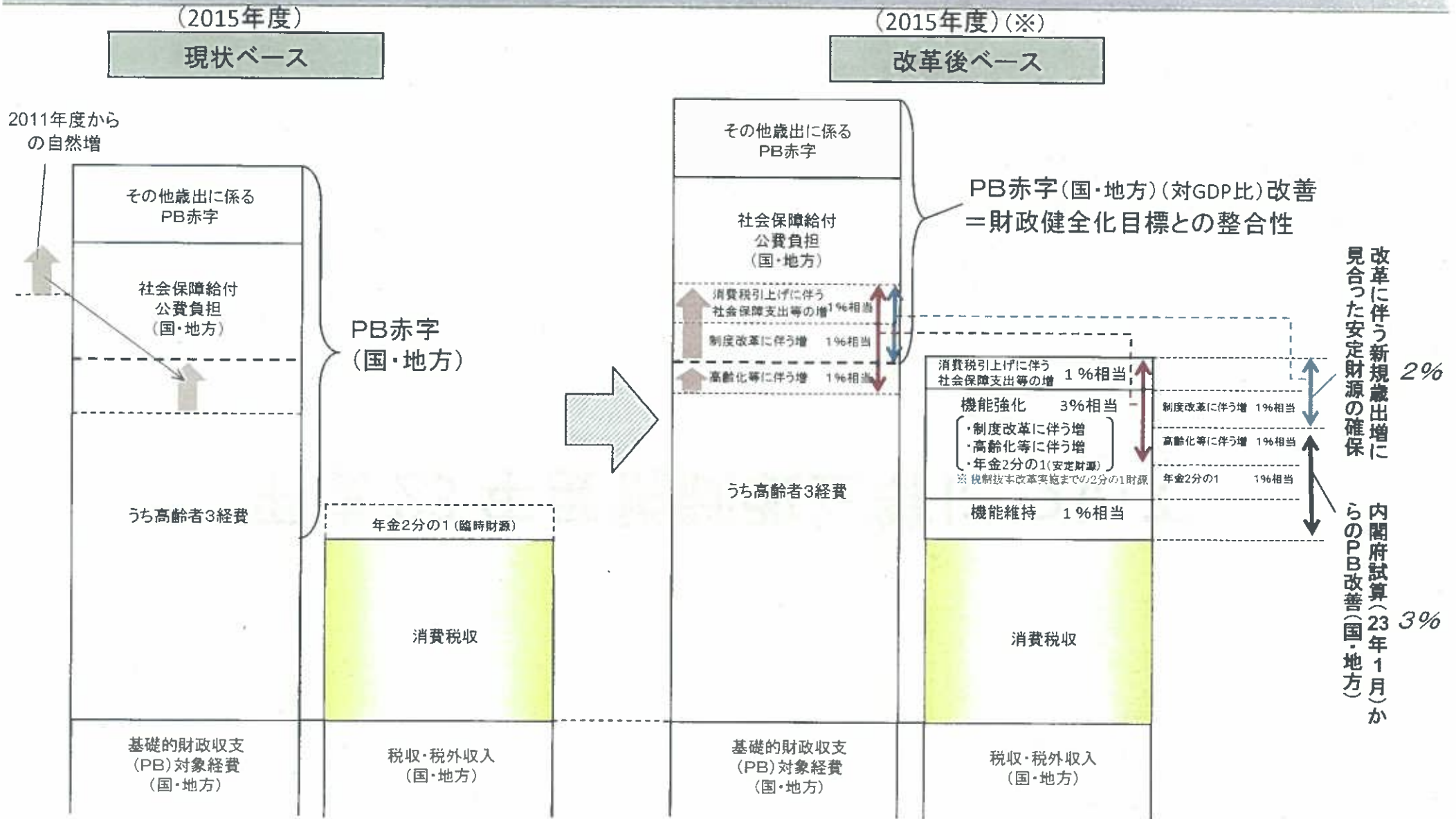
(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

(注3) 機能強化の額は、厚労省による推計(2011年5月時点)。機能強化の具体的な内容は、社会保障改革の主な項目のとおり。

(注4) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

別紙(社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成)



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)における財政健全化目標において、国・地方及び国の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化することとされている。内閣府試算(平成23年1月)の2015年度の試算結果からは、消費税率換算で約3%のPB(国・地方)の改善が必要。

(注2) 改革後ベースにおける「高齢化等に伴う増」は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸び(「機能維持」に含まれる)を超える増加のことである。

(注3) 社会保障給付には、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

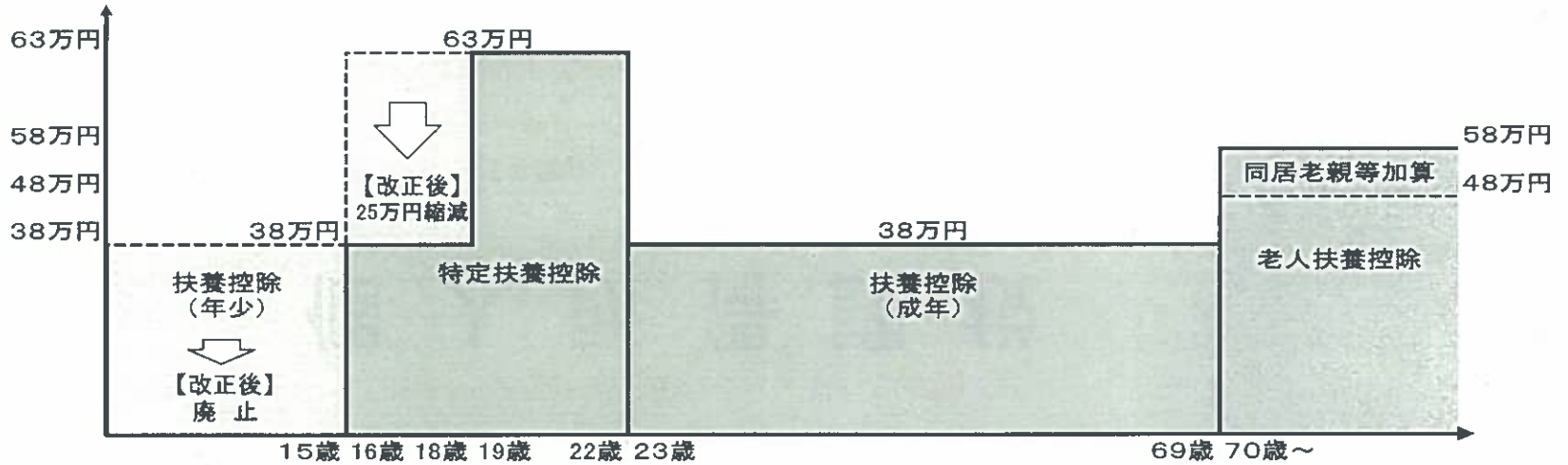
平成 23 年度税制改正等について

個人所得課稅

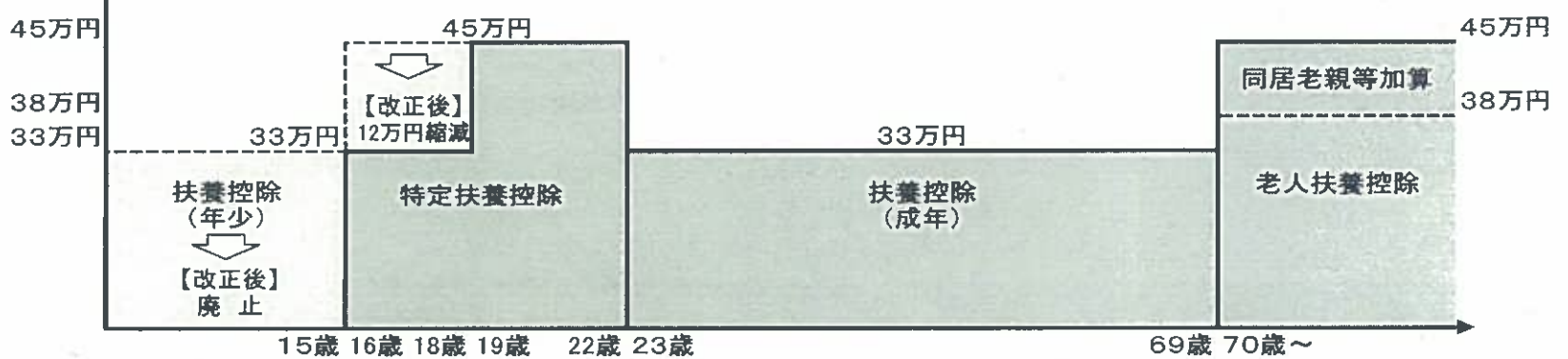
扶養控除の見直しについて(平成22年度改正)

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止する。
 - 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止する。
 - 税体系上の整合性の観点等から、個人住民税についても、同様の措置を講じる。
- ※ 所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。

扶養控除(所得税)



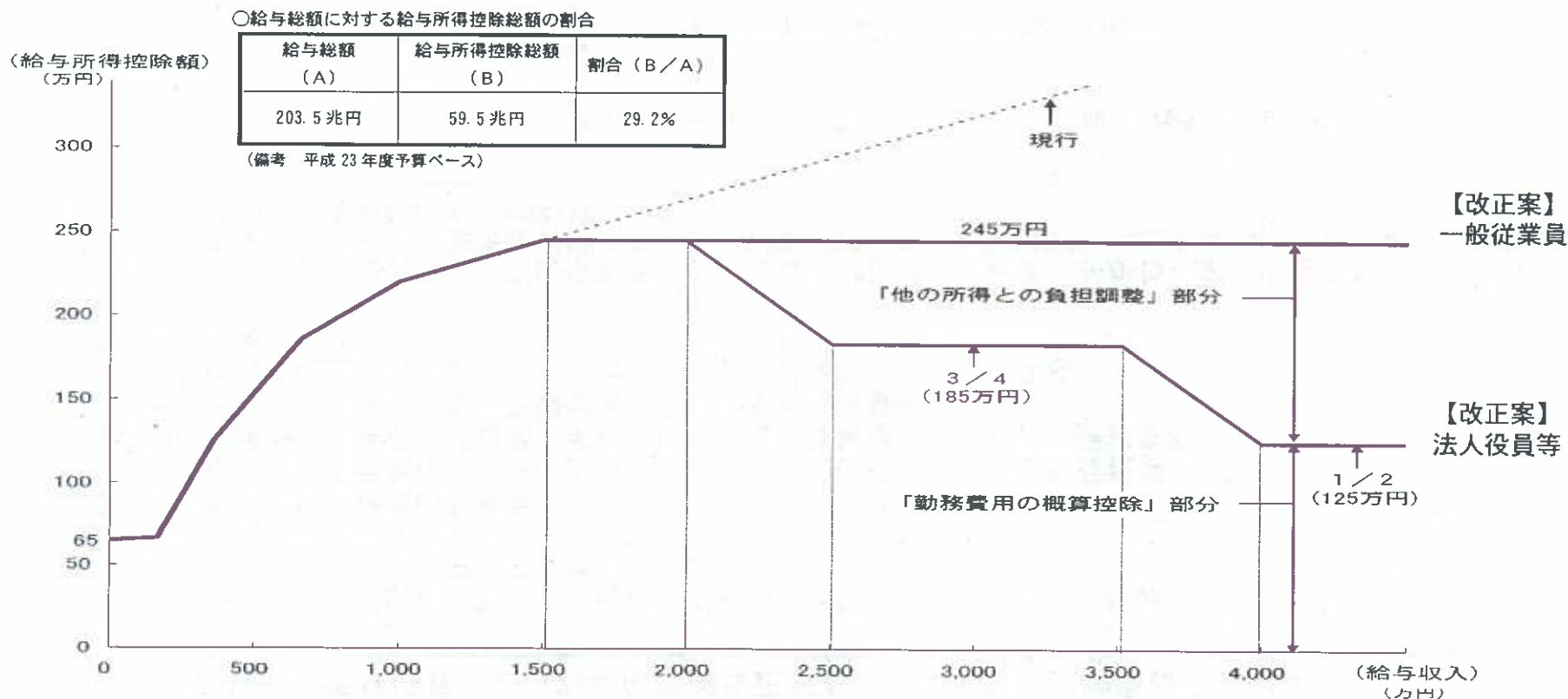
扶養控除(住民税)



給与所得控除の見直し 〔23年度改正法案（衆議院財務金融委員会での修正前）に基づく措置〕

- 給与所得者の必要経費の状況等を踏まえ、給与収入1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限（245万円）を設定する。
- 法人役員等の勤務態様等を踏まえ、特に高額な法人役員等の給与に係る給与所得控除を縮減する。
- この措置を含めて、「23年度改正事項のうち積み残し分については、平成24年度税制改正又は税制抜本改革に合わせ成案を得るよう、各党でそれぞれ努力する。」こととされている。

【平成23年11月10日 3党合意】



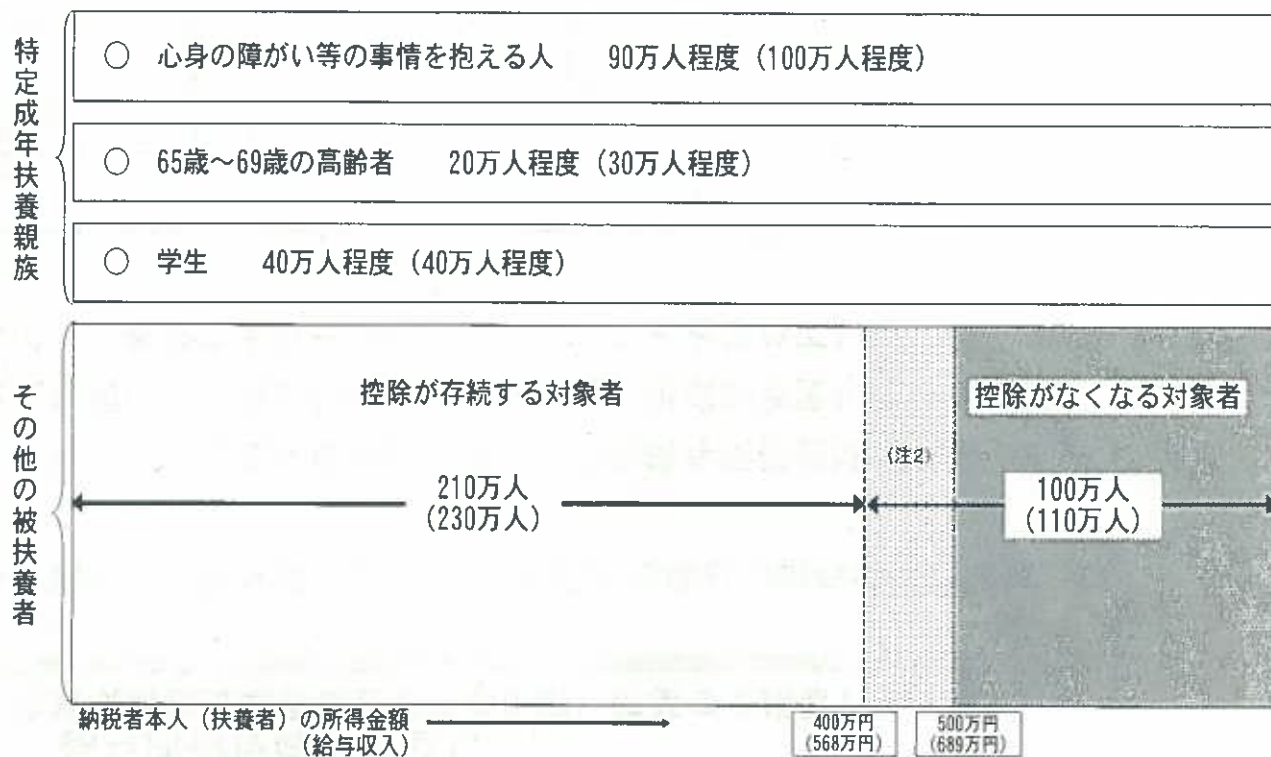
成年扶養控除の見直し（23年度税制改正法案：衆議院財務金融委員会での修正前）

- 成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえ、控除を縮減。
 - 以下の扶養親族については、引き続き控除の対象。
 - ・ 心身の障がい等の事情を抱える人
 - ① 障害者（障害者控除制度の対象者）
 - ② 要介護・要支援認定者及びこれらの人の介護をしている生計を一にする扶養親族
 - ③ 難病や精神疾患等に係る公費負担医療制度の対象者、障害福祉サービスの受給者等
 - ④ 高額療養費制度の対象等となる高額な医療費がかかった扶養親族
 - ⑤ その年又は前年に長期（90日以上）にわたり入院・通院等をした扶養親族
 - ・ 65歳以上の高齢者
 - ・ 学生
 - 所得400万円（給与収入568万円）以下の納税者については、被扶養者の事情にかかわらず、引き続き控除を適用。
- ※ 所得400万円（給与収入568万円）から段階的に控除を縮減し、所得500万円（給与収入689万円）以上の納税者については、控除を廃止。
 ※ 所得税は平成24年分から、住民税は平成25年度分から適用。

現行の成年扶養控除の適用がある
納税者数（被扶養者数）
約470万人（約520万人）



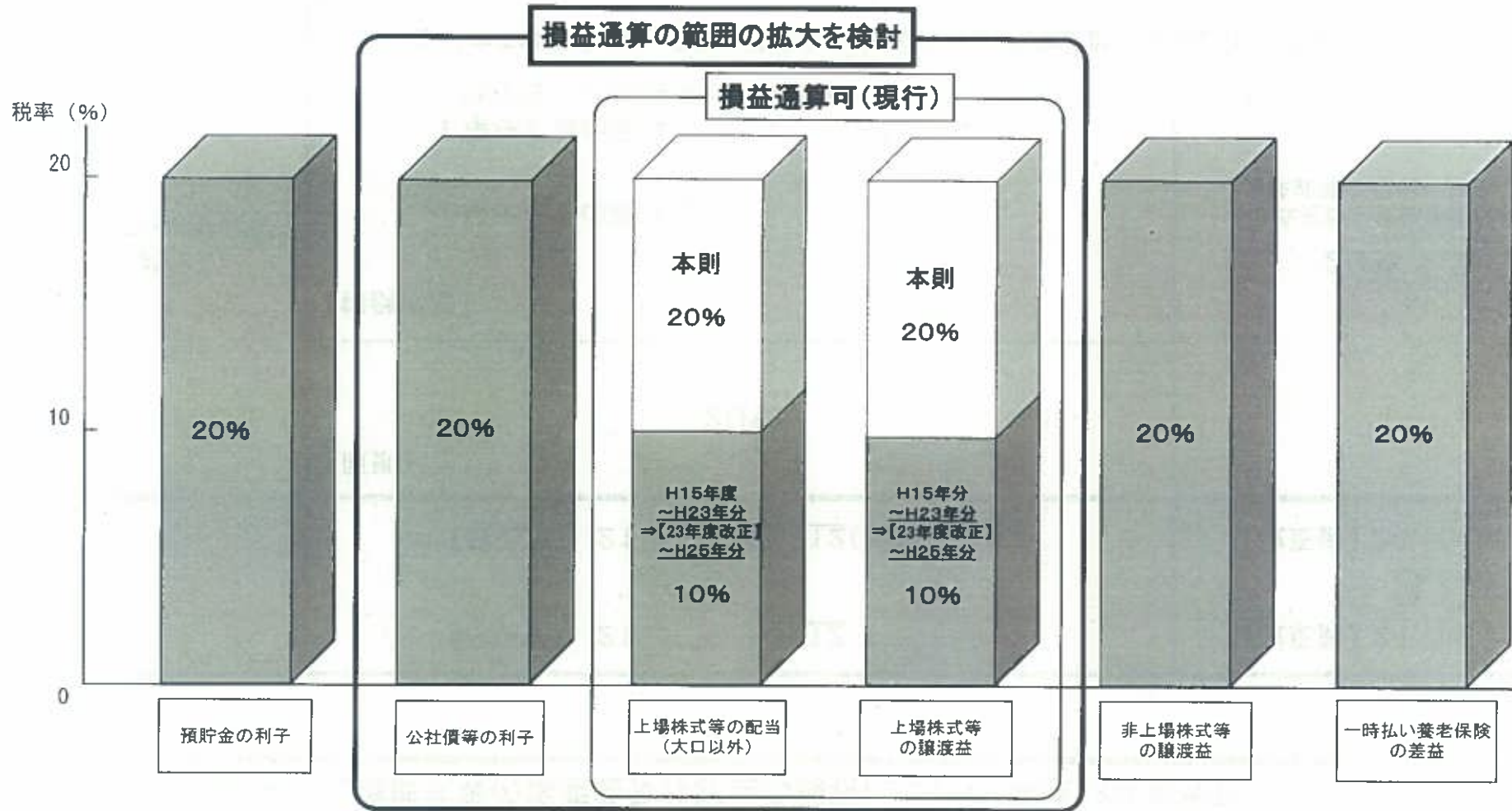
※ 現行制度では、被扶養者の年齢
が23歳から69歳までであれば、一
律に控除を適用。



(注1) 対象人員は、納税者の人数（括弧内は被扶養者数）であり、控除の廃止により税額に影響を受ける人数である。扶養者数は、平均1.1人の被扶養者がいるものとして算出。計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。
 (注2) 控除の適用がなくなることにより、税負担が増えないよう、影響を緩和する調整措置。対象人員は納税者で20万人程度。

主な金融商品の税率

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注) 1 上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
 2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。

上場株式等の譲渡益及び配当の課税について(平成23年度改正)

	【改正前】 21. 1 ~ <u>23. 12</u> ↓ 【改正後】 21. 1 ~ <u>25. 12</u> (2年延長)	【改正前】 24. 1 ~ ↓ 【改正後】 26. 1 ~
税 率 (申告分離課税)	[原則] 20%	20% (大口株主等が支払を受ける 上場株式等の配当等を除く。)
	[特例措置] 上場株式等の譲渡益 10% 上場株式等の配当 10% (大口株主等が支払を受けるものを除く。) ※ 「大口株主等」とは、発行済株式等の総数の3%以上【改正前:5%以上】の株式等を有する者をいう。	
(源泉徴収税率)	10% (申告不要可)	20% (申告不要可)

- (注)1 大口株主等が支払を受ける配当は、20%源泉徴収(所得税のみ)の上、総合課税の対象。
 2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる「日本版ISA」）

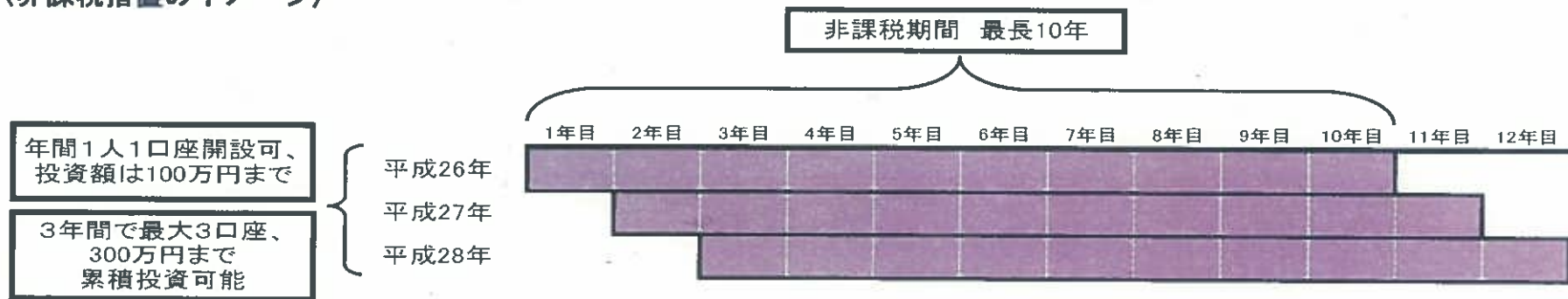
（平成22年度、23年度改正）

平成24年からの上場株式等の20%本則税率化にあわせて導入することとされていたが（平成22年度改正）、10%軽減税率の2年延長に伴い、導入時期を平成26年からとする（平成23年度改正）。

非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、非課税口座を開設されている金融商品取引業者等が行う募集により取得した上場株式等を追加する。

1. 非課税対象 : 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 口座開設年に、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額 : 最大300万円（100万円×3年間）
4. 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
5. 口座開設数 : 年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
6. 開設者 : 居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者）
7. 口座開設期間 : 平成26年から平成28年までの3年間の各年

〈非課税措置のイメージ〉



法人課税

法人税率の引下げ（平成 23 年度改正）

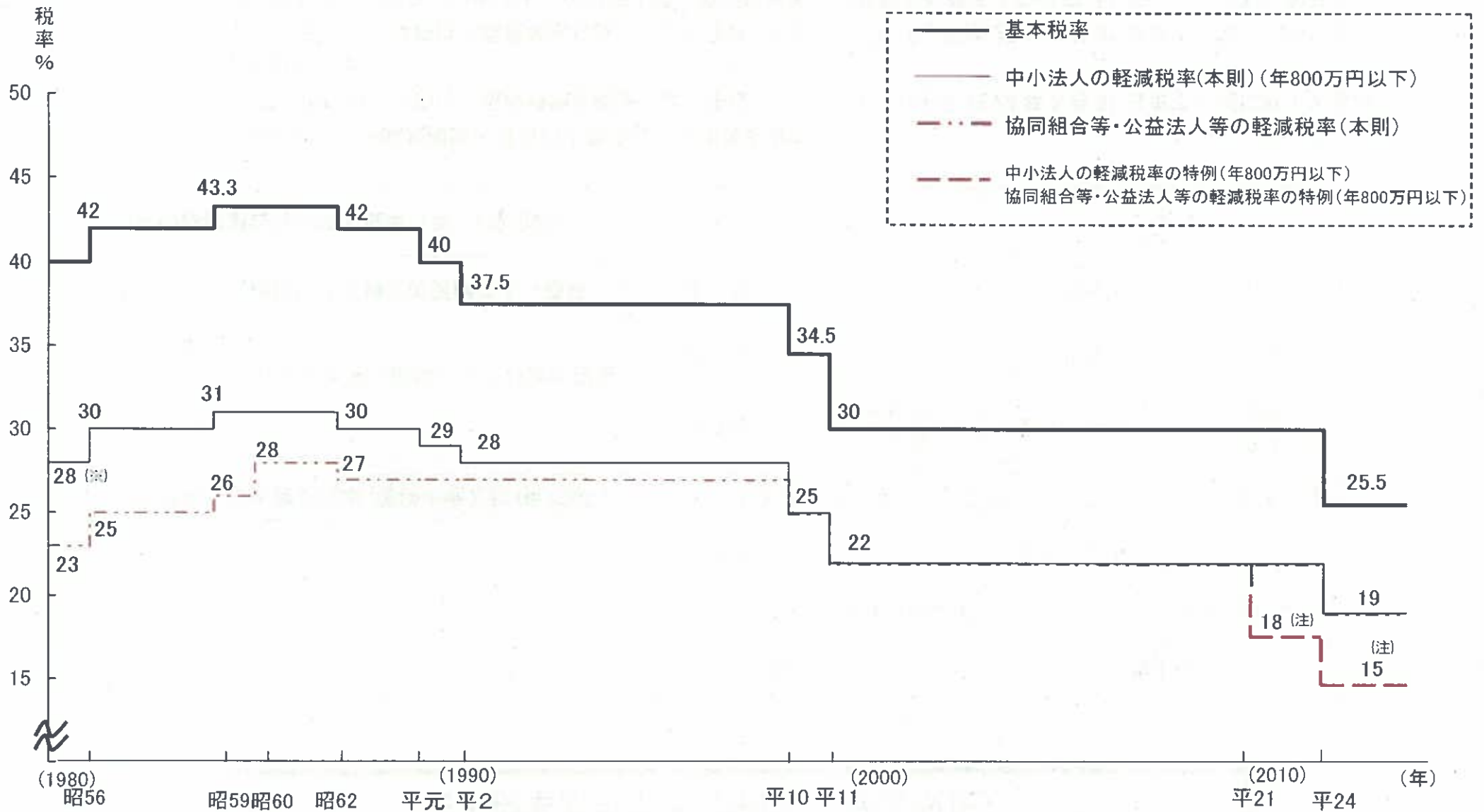
	改正前		改正後	
		年 800 万円以下		年 800 万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
（参考）法人実効税率（国税+地方税（東京都））		40.69%	⇒	35.64%
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等、協同組合等（単体）及び特定の医療法人（単体）	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等（連結）及び特定の医療法人（連結）	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等の特例税率（年 10 億円超）	26%		22%	

（注 1）中小法人には、一般社団法人等及び人格のない社団等を含む。

（注 2）「改正前」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度に適用される。

（注 3）「改正後」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用される。なお、中小法人、公益法人等、協同組合等及び特定の医療法人の平成 24 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用する。

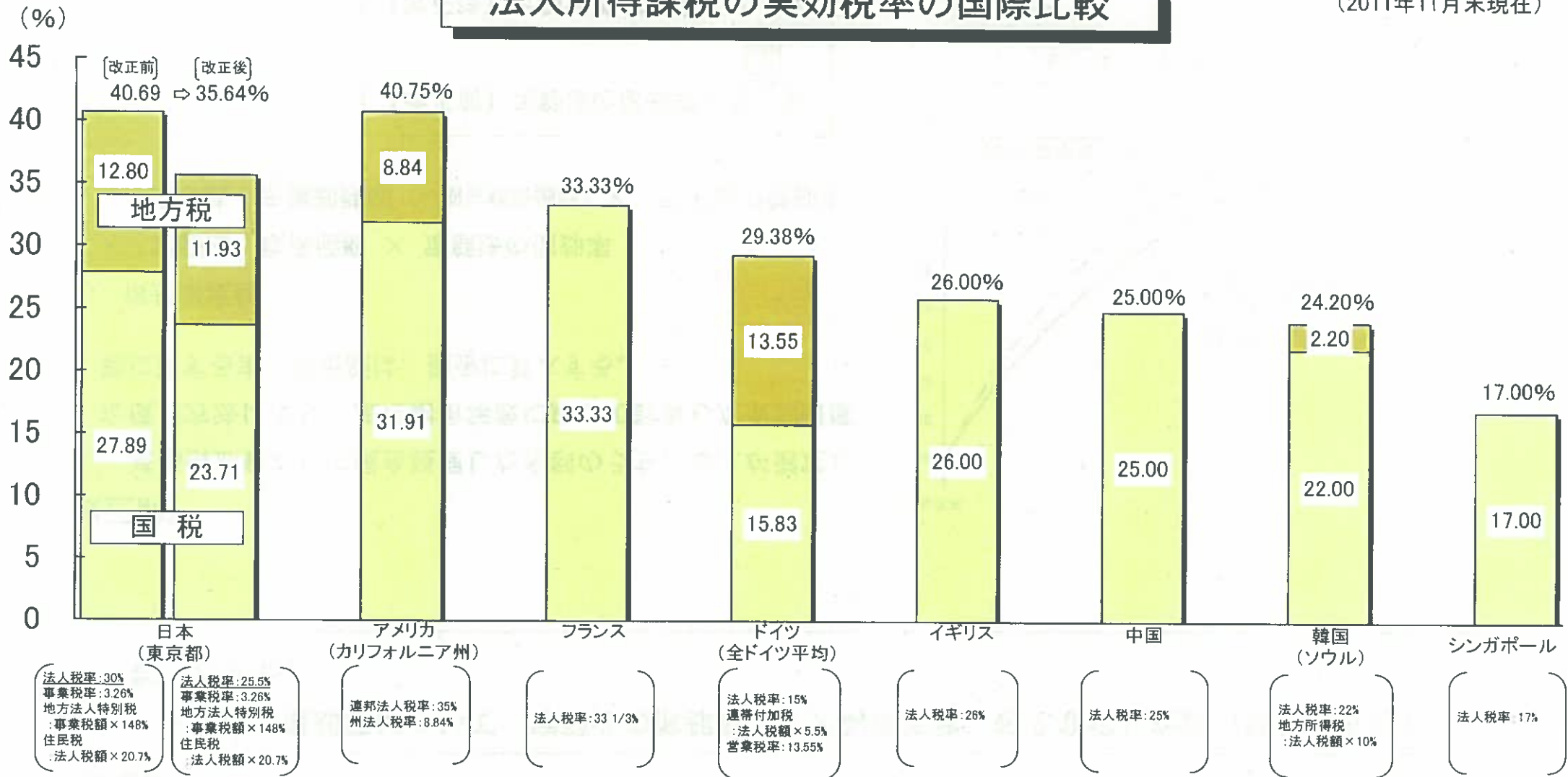
法人税率の推移



(注) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)及び公益法人等・協同組合等の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。
 (※) 昭56年4月1日前に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

法人所得課税の実効税率の国際比較

(2011年11月末現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値制及び資本割が課される。
3. 日本の改正後の実効税率は、平成24年4月1日以後開始する事業年度のものである。
4. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%]・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
5. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率387%(2009年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
8. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

減価償却資産の償却率の見直し（平成23年度改正）

【改正後】

定率法の償却率について、定額法の償却率（1 / 耐用年数）を2.0倍した数（現行2.5倍した数）とする。

【改正前】

- 減価償却費として損金経理した金額のうち、法人が選定した償却方法により、法定耐用年数に応じて計算した償却限度額に達するまでの金額は、損金に算入する。

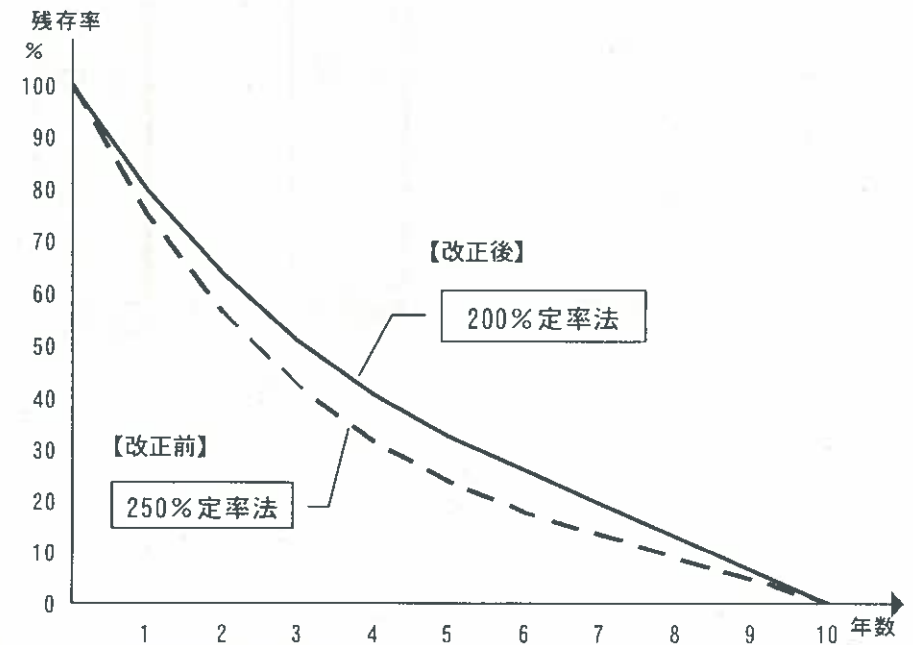
○ 償却限度額

- ・ 定額法：取得価額 × 定額法の償却率
- ・ 定率法：未償却残額（＝期首帳簿価額） × 定率法の償却率

【改正前】 定額法の償却率 × 2.5



【改正後】 定額法の償却率 × 2.0



欠損金の繰越控除制度の見直し（平成23年度改正）

【改正後】

欠損金の控除限度額を所得金額の8割とし、繰越期間を9年(改正前7年)に延長

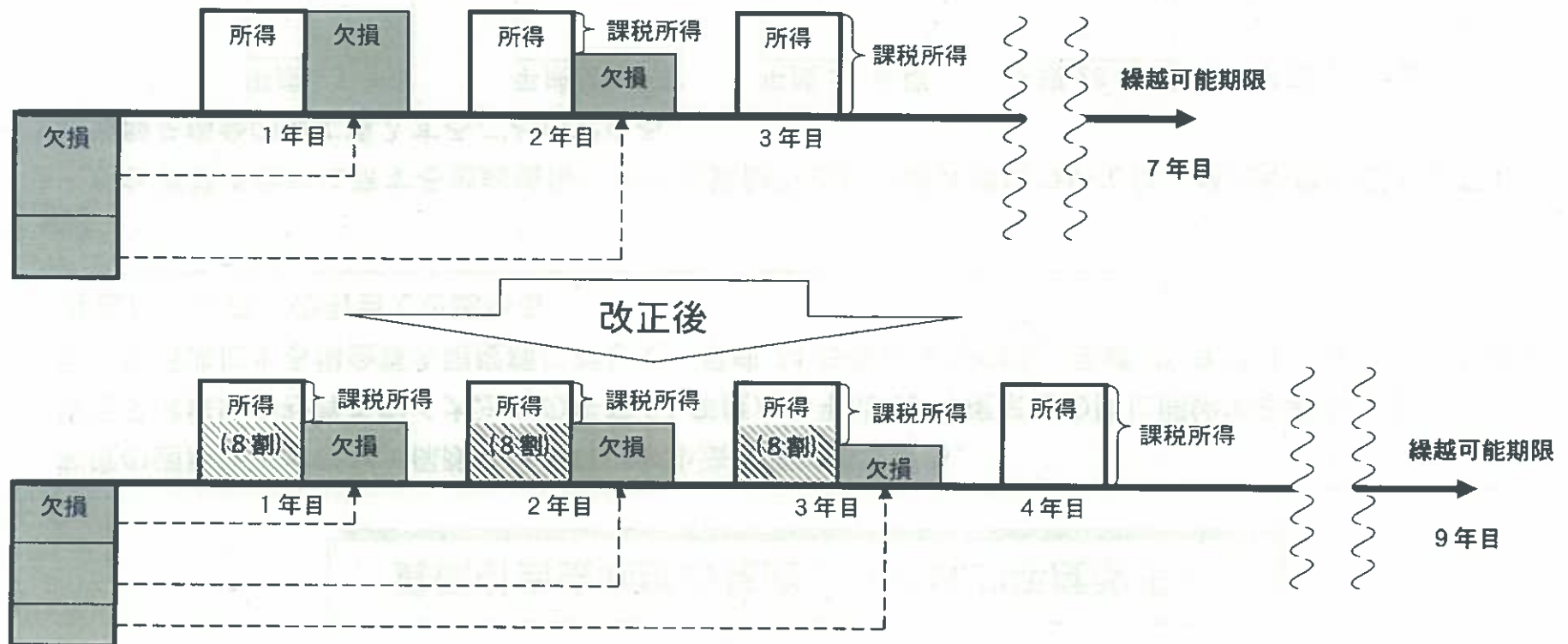
※1 欠損金発生年度の帳簿書類の保存を要件とする。なお、欠損金の更正可能期間も9年とする。

※2 欠損金の繰越期間の延長、欠損金発生年度の帳簿書類の保存要件及び欠損金の更正可能期間の延長については、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用する。

(注) 中小法人等は、現行の控除限度額（所得金額の全額）を存置

【改正前】

欠損金については、7年間、各事業年度の所得の金額を限度として損金算入(繰越控除)できる。



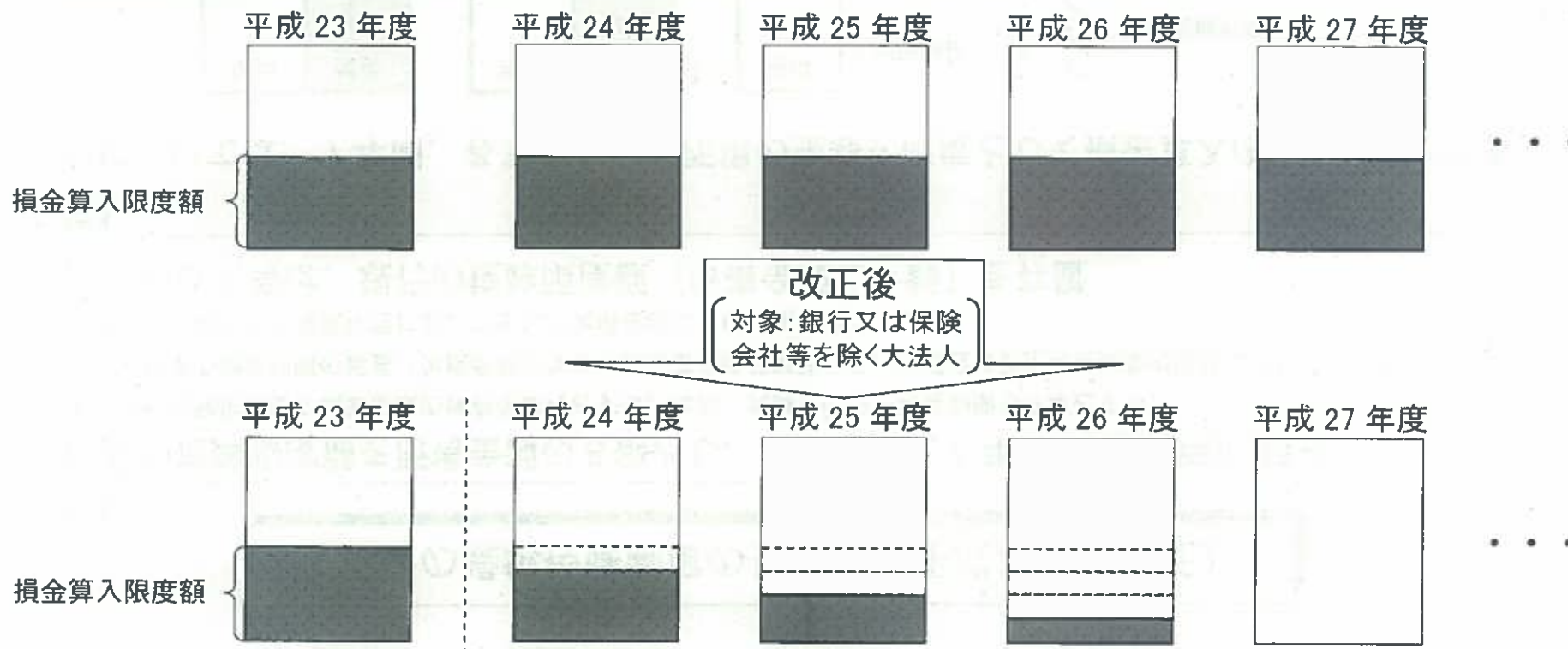
貸倒引当金制度の見直し（平成23年度改正）

【改正後】

- 制度の適用法人を銀行・保険会社等及び中小法人等に限定する。
- 銀行又は保険会社等を除く大法人の平成 24 年度から平成 26 年度までの間に開始する事業年度については、現行法による損金算入限度額に対して、平成 24 年度は 4 分の 3、平成 25 年度は 4 分の 2、平成 26 年度は 4 分の 1 の引当てを認める。

【改正前】

法人が各事業年度末に有する金銭債権に対する貸倒引当金の繰入額については、金銭債権の区分に応じ、一定の金額を損金の額に算入することができる。

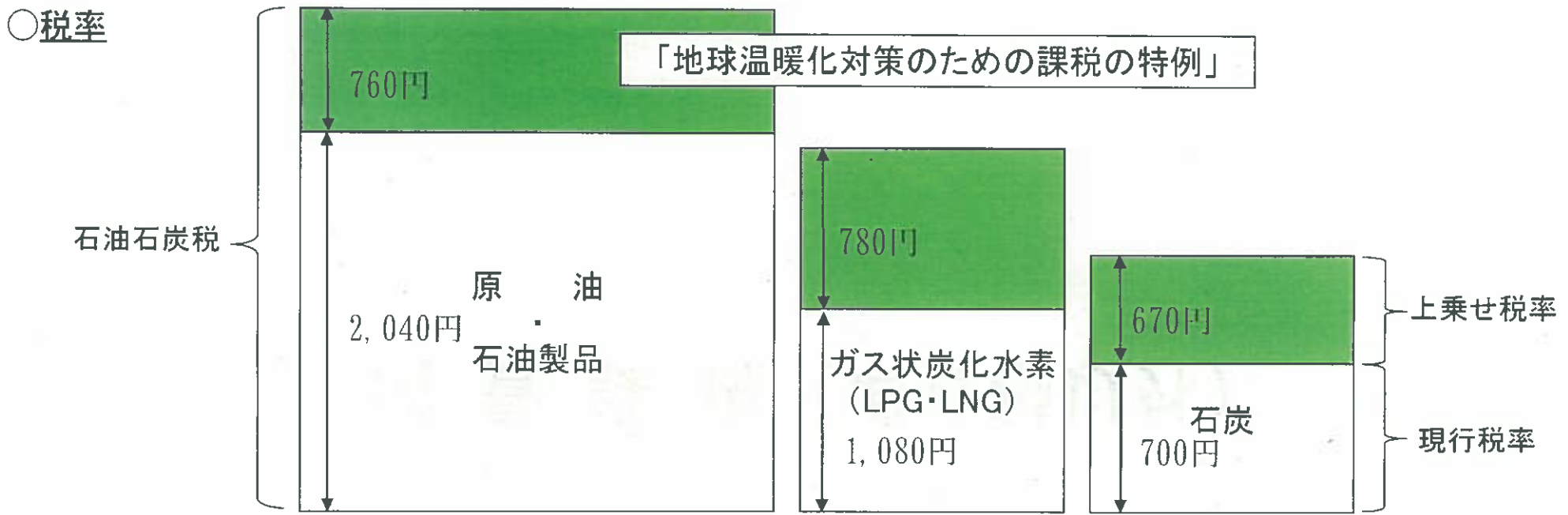


※ 銀行・保険会社等及び中小法人等については、現行制度を引き続き適用

消費課税（消費税以外）

「地球温暖化対策のための税」について(23改正大綱)

- 石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO2排出量に応じた税率を上乗せする。
- 平成23年10月1日から実施し、税率は段階的に引き上げることとする。



○段階的实施

課税物件	現行税率	H23年10/1～	H25年4/1～	H27年4/1～
原油・石油製品 [1klあたり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1tあたり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1tあたり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※()は石油石炭税の税率。

「地球温暖化対策のための課税の特例」のCO2排出量1トン当たりの税率(23改正大綱)



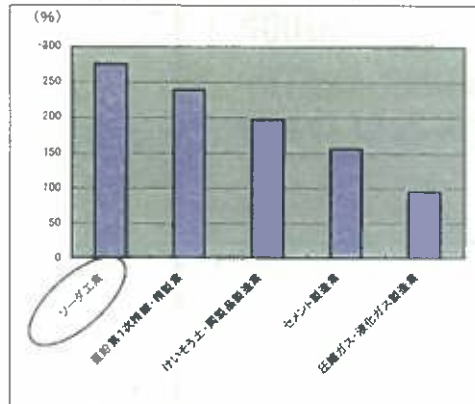
地球温暖化対策のための税率の特例に係る免税・還付措置について(23改正大綱)

①かせいソーダ製造のための自家発電用石炭に係る特例

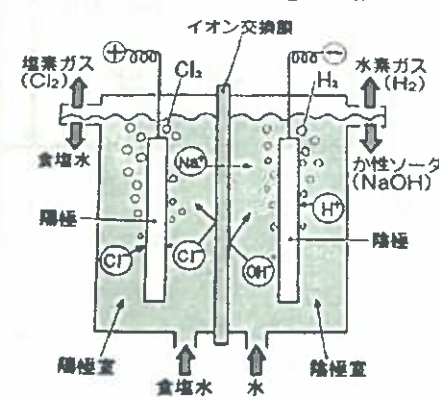
【趣旨】

- かせいソーダ製造業については、
 - ①エネルギー集約度が極めて高い、
(温対税の負担が特に過重になる)
 - ②地域雇用に重大な影響を与える可能性、
 - ③設備更新等の機会に乏しく歳出による
対応が困難、
といった事情を勘案し、負担増とならない
措置を行うこととした。

○付加価値額あたりのエネルギー集約度



○かせいソーダ製造にかかる電気分解



②内航運送用船舶等、鉄道事業、国内定期運送事業用航空機の燃料に係る特例

【趣旨】

- 内航運送、鉄道、航空機については、
 - ①環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用(モーダルシフト)により地球温暖化対策に資すること、
 - ②公共交通機関としての、国民生活上の重要性、
 - ③給油量が多く給油ポイントも限られているため、事務負担やコスト面で還付制度が有効に機能すると考えられること、
などから、免税・還付措置を設けることとした。

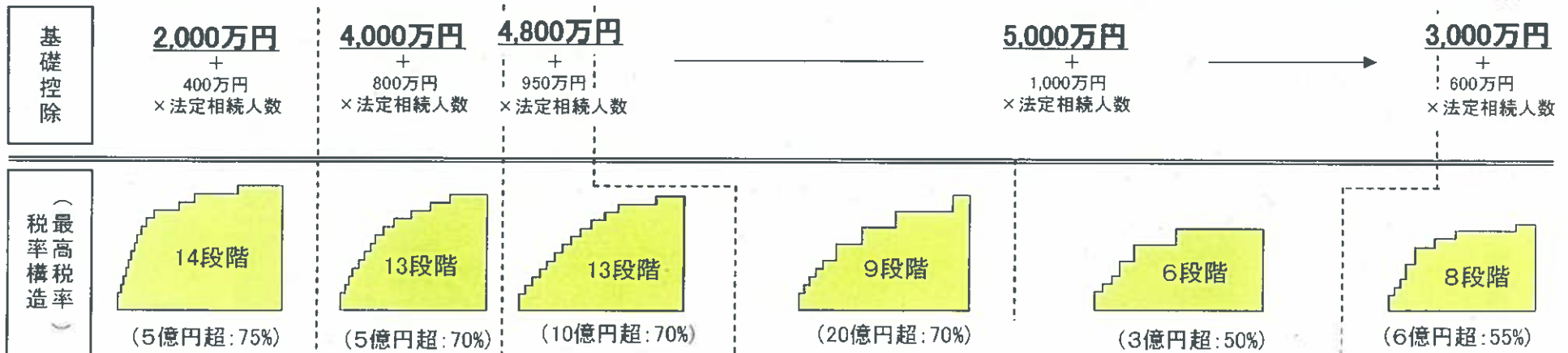
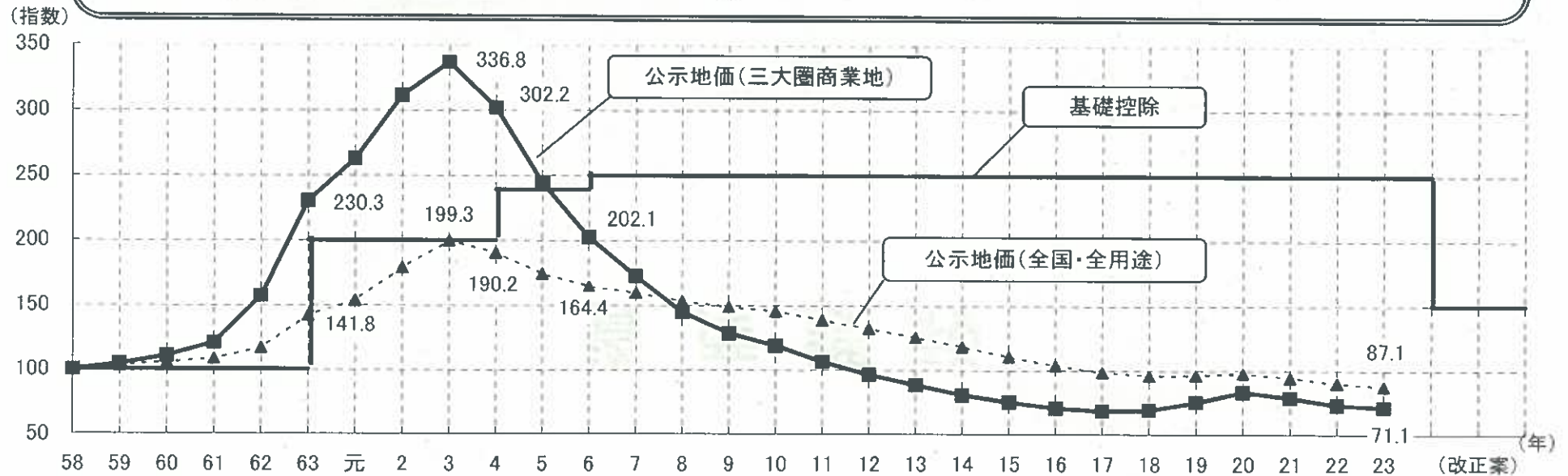


		給油ロット(リットル)	給油ポイント(箇所)
海運	貨物船	1万~20万	257
	フェリー、離島等	1,000~50万	最大570
鉄道		8,000~1万	約650
国内航空		5,000	84
営業用トラック		227	40,000(内数)
営業用バス		50	2,871
自家用車		37	40,357

資産課税

地価公示価格指数の推移と相続税の改正

- 基礎控除の水準は、バブル期の地価急騰に対応し、負担調整を行うために引き上げられてきたもの。その後の地価下落にもかかわらず、据え置かれている。
- 税率構造については、昭和63年以降累次にわたり、最高税率の引下げ(75%→50%)を含む累進構造の緩和が行われてきており、相続税の資産再分配機能の低下につながっている。



相続税の基礎控除及び税率構造の見直し(23改正大綱)

格差固定化の防止、相続税の再分配機能・財源調達機能の回復等の観点から、基礎控除を引き下げるとともに、高額な遺産取得者を中心に負担を求める観点から最高税率を55%へ引き上げるなど税率構造の見直しを行う。

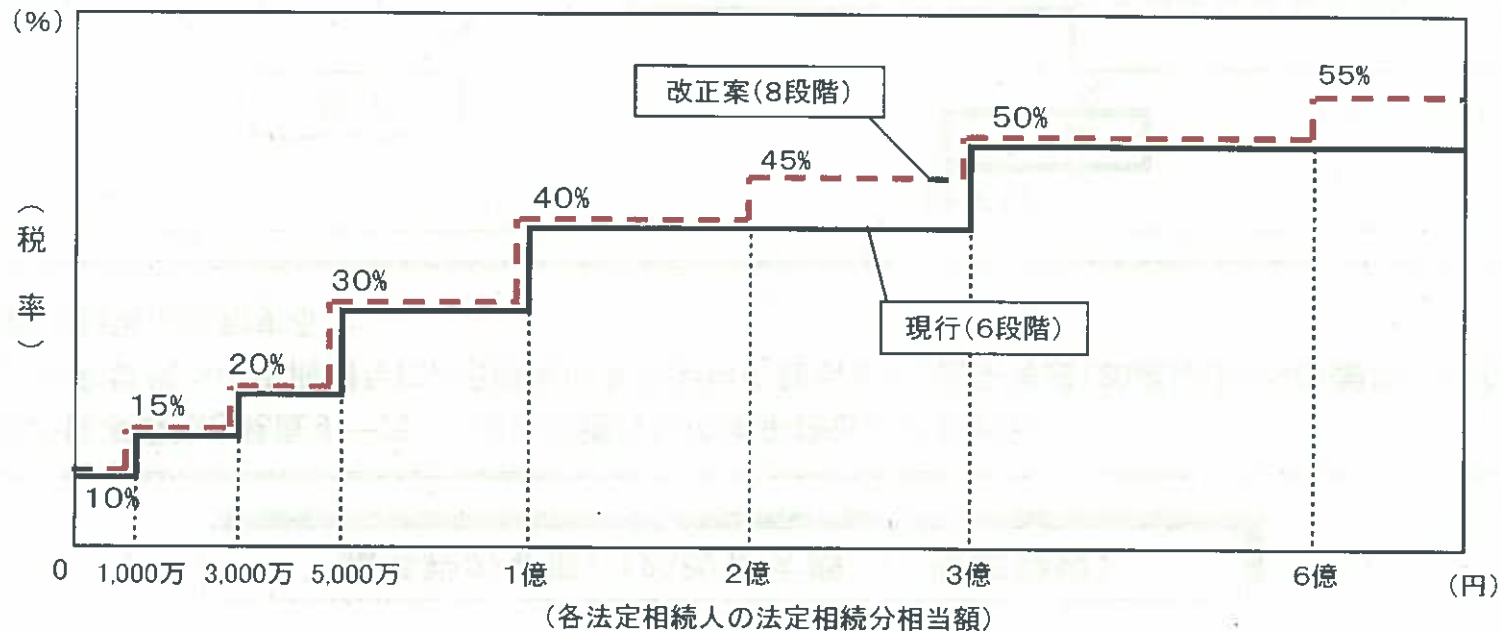
○ 基礎控除の引下げ

〔現 行〕
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数

➔

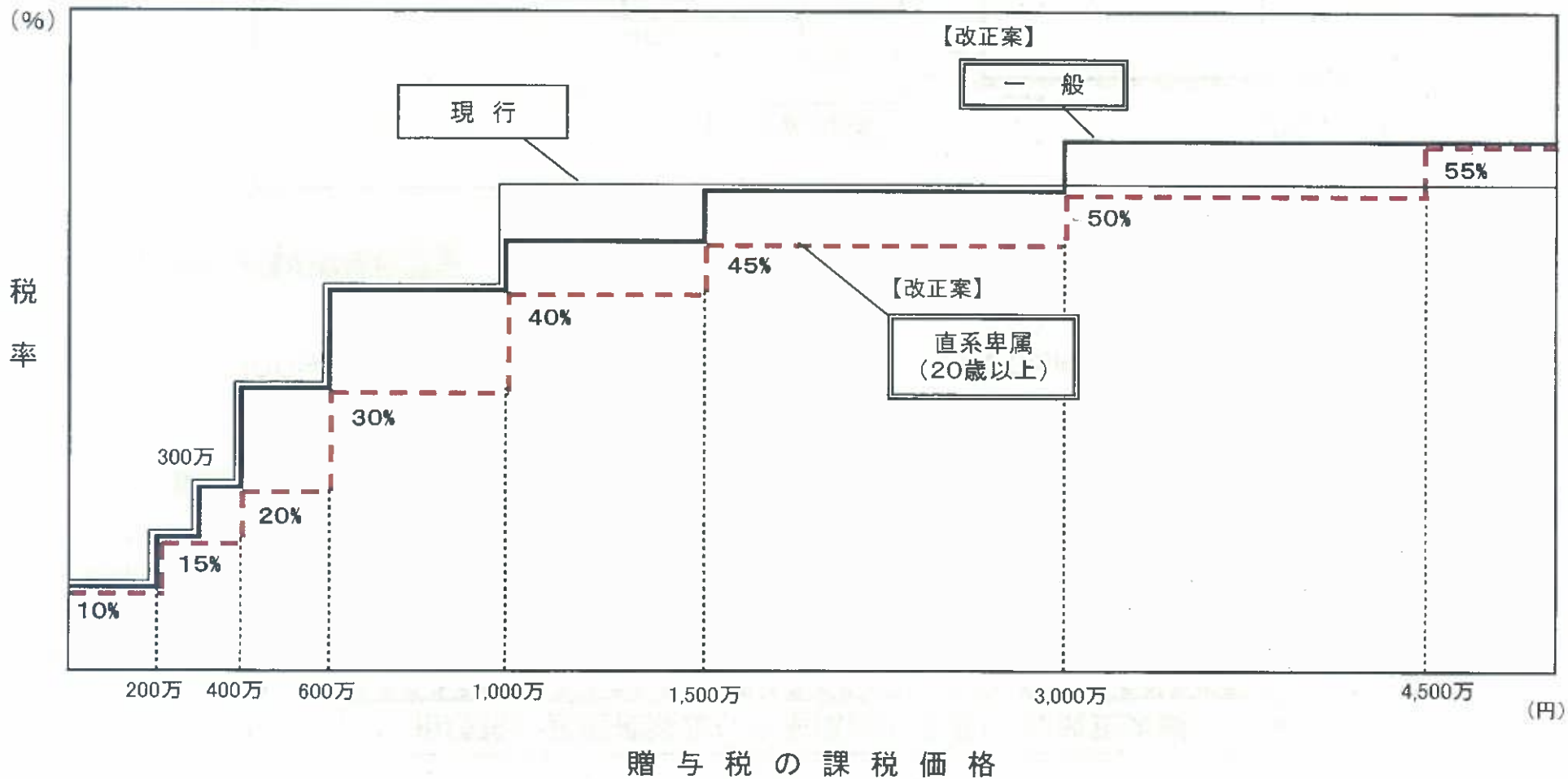
〔改正案〕
3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

○ 税率構造の見直し



贈与税の見直し(23改正大綱)①(暦年課税)

相続税の税率構造を見直す一方、一般的な贈与税の税率構造は原則維持。
 ただし、若年世代への生前贈与による財産の有効活用の観点から、直系卑属(20歳以上)への贈与に係る贈与税の税率構造は特別に緩和する。


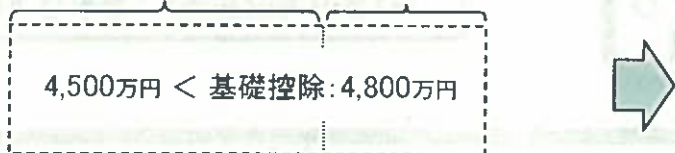


贈与税の見直し(23改正大綱)②(相続時精算課税)

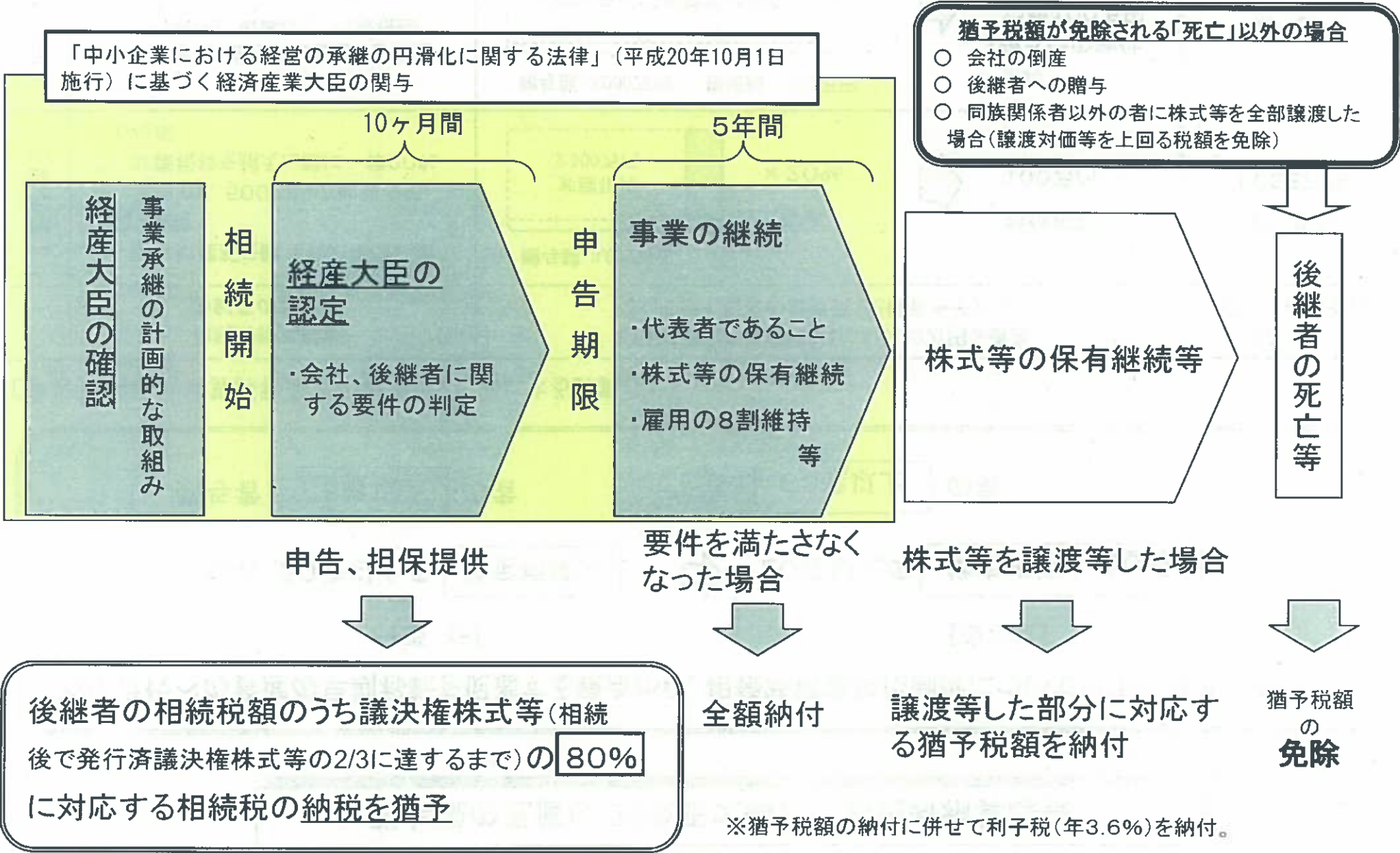
若年世代への資産の早期移転を促進する観点から、相続時精算課税制度について以下の見直しを行う。



〔参考〕 相続時精算課税制度の概要(改正案による計算例)

	相続時精算課税 の制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産 として残す場合の計算例(配偶者+子2人)	【参考】 暦年課税の場合
【贈与時】	① 贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ② 累積で2,500万円の非課税枠 ③ 非課税枠を超えた額に一律20%の税率	贈与額: 3,000万円  税率 × 20% ➡ 納付税額 100万円	納付税額 1,036万円
【相続時】	贈与財産額(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	贈与額: 3,000万円 相続額: 1,500万円  4,500万円 < 基礎控除: 4,800万円 ➡ <ul style="list-style-type: none"> ・無税 ・贈与時の納付税額100万円は還付 	無 税
		合計納税額	
		0円	1,036万円

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度



番号制度

案件管理に於ける別部外取扱い

案件管理に於ける別部外取扱い

案件管理に於ける別部外取扱い

- 案件管理に於ける別部外取扱い
- 案件管理に於ける別部外取扱い

案件管理に於ける別部外取扱い

番号制度導入に伴う税務分野における対応について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、本年6月末の「社会保障・税番号大綱」に沿って、「可能な限り早期」に「番号法案」（仮称）を国会に提出すべく、準備が行われている状況。
- 番号制度導入に伴い税務分野において必要となる対応については、「番号法案」の具体化を受け、政府税制調査会において改めて検討していただくことが必要。

番号大綱における税務分野関連記述

○税務分野における「番号」の利用範囲

- ・ 「国税に関する法令の規定に基づき税務署長等に提出する書類への番号の記載及びこれに係る利用」
- ・ 「税務職員が適正かつ公平な国税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用」

○検討事項（主なもの）

- ・ 申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加
- ・ 「番号」記載の具体的な開始時期
- ・ 「番号」の告知・本人確認に必要な規定の整備
- ・ 法定調書の拡充
- ・ 納税者利便の向上策 等

番号制度導入についての今後のスケジュール

（「社会保障・税番号大綱」（平成23年6月30日））

- ・ 本年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関連法案を国会に提出
- ・ 平成26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- ・ 平成27年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始